

労働保険及び社会保険の加入義務について

1 労働保険

労働保険とは次の（１）「雇用保険」と（２）「労災保険」の総称です。保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の納付等については一体のものとして取り扱われています。

（１）雇用保険

雇用保険は、労働者が失業した場合に、生活の安定と就職の促進のための失業等給付を行う保険制度です。事業所規模にかかわらず、① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上で② 31 日以上の雇用見込がある人を雇い入れた場合は適用対象となります。

雇用保険制度への加入は事業主の義務であり、労働者は自分が雇用保険制度へ加入しているかどうか、ハローワークに問い合わせることも可能です。保険料は労働者と事業主の双方が負担します。

雇用保険に関する各種受付はハローワークで行っています。

（２）労災保険

労災保険は、労働者の業務が原因でけが、病気、死亡（業務災害）した場合や、また通勤の途中の事故などの場合（通勤災害）に、国が事業主に代わって給付を行う公的な制度です。

労働基準法では、労働者が仕事で病気やけがをしたときには、使用者が療養費を負担し、その病気やけがのため労働者が働けないときは、休業補償を行うことを義務づけています（労働基準法第 75、76 条）。しかし、事業主に余裕がなかったり、大きな事故が起きたりした場合には、迅速な補償ができないかもしれません。

そこで、労働災害が起きたときに労働者が確実な補償を受けられるように、労災保険制度を設けています。基本的に労働者を一人でも雇用する会社は加入が義務づけられており、保険料は全額事業主が負担します。パートやアルバイトも含むすべての労働者が対象です。

2 健康保険

健康保険は、労働者やその家族が病気やけがをしたときや出産をしたとき、亡くなったときなどに、必要な医療給付や手当金の支給をすることで生活を安定させることを目的とした社会保険制度です。病院にかかる時に持って行く保険証は、健康保険に加入することでもらえるものです。これにより、本人が病院の窓口で払う額（窓口負担）が治療費の 3 割となります。

健康保険は、①国、地方公共団体または法人の事業所、あるいは②一定の業種（※）であり常時 5 人以上を雇用する個人事業所では強制適用となっております、適用事業所で働く労働者は加入者となります（パート、アルバイトでも、1 日または 1 週間の労働時間および 1 ヶ月の所定労働日数が、通常の労働者の分の 4 分の 3 以上あれば加入させる必要があります）。

また、保険料は、事業主と労働者が折半で負担します。

3 厚生年金保険

厚生年金保険は、労働者が高齢となって働けなくなったり、何らかの病気やけがによって身体に障害が残ってしまったり、大黒柱を亡くしてその遺族が困窮してしまうといった事態に際し、保険給付を行う制度です。

厚生年金保険適用事業所は、健康保険と同様①国、地方公共団体または法人の事業所あるいは②一定の業種（※）であり常時 5 人以上を雇用する個人事業所では強制適用となっております、適用事業所で働く労働者は加入者となります（パート、アルバイトでも、1 日または 1 週間の労働時間および 1 か月の所定労働日数が、通常の労働者の 4 分の 3 以上あれば加入させる必要があります）。

また、保険料は、事業主と労働者が折半で負担します。

※ 一定の業種・・・製造業、土木建築業、鉱業、電気ガス事業、運送業、清掃業、物品販売業、金融保健業、保管賃貸業、媒介周旋業、集金案内広告工業、教育研究調査業、医療保険業、通信法同業など

－厚生労働省のホームページより抜粋－

※上記内容はあくまでも制度概要です。

適用条件等の詳細については、次の相談窓口へお問い合わせください。

◎労働保険→ハローワーク（公共職業安定所）◎社会保険→年金事務所

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入関係書類一覧

雇用保険の加入関係書類 (加入義務があれば1～3 のいずれかを添付、加入 義務がなければ4を添 付)	1 自社で申告納付の場合 →労働局発行の労働（雇用）保険料の領収書（写し） ※分納の場合は、最低1期分を添付 ※ハガキ（労働保険料等に係る口座振替結果のお知らせ）の場合、 両面をコピーしてください。 2 労働保険事務組合に委託している場合 →労働保険事務組合発行の労働（雇用）保険料の領収書（写し） ※分納の場合は、最低1期分を添付 3 業者区分「工事（軽微を除く）」に登録する場合 →経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し） （雇用保険加入の有無の欄が「有」となっているもの） ※ 3に該当すれば、1・2の書類は不要 4 加入義務がない場合 →雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書（誓約書） を添付 《注 意》 ※ 上記1の書類が「電子政府の総合窓口（e-Gov）」による電子申請の場合は、 「申請画面」「step6」の「到達確認」の画面が記載されているもの又は「照会状況」 「状況確認」の「納付情報一覧」をプリントアウトしたものを提出してしてください。
健康保険及び厚生年金保 険の加入関係書類 (加入義務があれば1～ 4のいずれかを添付、加 入義務がなければ5を添 付)	1 年金事務所で加入の場合 →年金事務所発行の保険料の領収書（写し） 2 健康保険組合に加入の場合 →健保組合の保険料の領収書（写し）＋厚生年金保険料の領収書（写し） 3 建設国保組合に加入の場合 →建設国保加入証明書（原本）＋厚生年金保険料の領収書（写し） 4 業者区分「工事（軽微を除く）」に登録する場合 →経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し） （健康保険及び厚生年金保険加入の有無の欄が「有」となっているもの） ※ 4に該当すれば、1・2・3の書類は不要 5 加入義務がない場合 →雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書（誓約書） を添付
《 注 意 》 ◎ 最新の領収書の写しを添付してください。 ◎ 保険料を実際にお支払いいただいていることを確認する必要がありますので、領収済額通知書（※）又は領収印が押印された領収書のコピーを御提出ください。 口座振替又はネットバンキングの場合は、納入すべき額が記載された通知書と、その金額が実際に引き落とされたことが確認できる部分の通帳（又は取引明細書）の写しを併せて御提出ください。 （不要な部分は黒く塗りつぶしていただいて構いません。） ※ 領収済額通知書とは、「保険料〇〇円を指定の金融機関から口座振替により受領いたしました。〇月〇日〇〇 保険事務所長 印」といった内容が記載されているものです。（様式は健康保険組合等によって異なります。） ◎ 労働保険概算保険料申告書は領収書ではありません。御注意ください。 ◎ 上記保険について、加入義務のあるすべての社員が出向元で加入している場合については、次の書類を御提出ください。 ・加入義務のないことの届出書（出向元で加入している旨を御記入ください。） ・出向元の領収書	

年 月 日

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書（誓約書）

（あて先）川崎市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

1 雇用保険について

☐ 従業員がいないので、加入義務がありません。

☐ その他

年 月 日 午前・午後に関係機関

に電話・訪問の上、加入義務の有無を確認したところ、次の理由により加入義務がないことを確認しました。

理由：

2 健康保険及び厚生年金保険について

☐ 個人の場合なので、加入義務がありません。

☐ その他

年 月 日 午前・午後に関係機関

に電話・訪問の上、加入義務の有無を確認したところ、次の理由により加入義務がないことを確認しました。

理由：

なお、この届出書の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

※ 該当する口欄にチェックしてください。

※ その他の項目については、必要事項を記入の上、口欄にチェックしてください。

※ 審査時に疑義が生じた場合、関係機関に問い合わせることもあります。

記載例

書類を提出する日（郵送する日）を御記入ください。

年 月 日

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書（誓約書）

（あて先）川崎市長

実務上の本社所在地（事実上の所在地）と登記簿上の本社所在地が異なる場合、実務上の本社所在地を御記入下さい。政令指定都市以外は都道府県から御記入ください。

法人組織名称（株式会社、有限会社等）は略さないでください。

法人の場合、登記簿上の代表者職氏名を御記入ください。

加入義務のある社員がすべて出向されている場合は、この書類と一緒に出向元の領収書（納付済が確認できる書類）を提出してください。

住 所 川崎市川崎区宮本町1番地

商号又は名称 川財建設 株式会社

代表者職氏名 代表取締役 川崎 太郎

1 雇用保険について

☐ 従業員がいないので、加入義務がありません。

☐ その他

年 月 日 午前・午後に関係機関

に電話・訪問の上、加入義務の有無を確認したところ、次の理由により加入義務がないことを確認しました。

理由:

2 健康保険及び

☐ 個人の場合

☐ その他

年

に電話・訪

理由:

法人の場合、原則、加入義務が発生します！安易にこの様式を使用しないでください。

継続申請期間内に必ず関係機関に確認し、確認先の担当者の氏名や連絡先を記載してください。市役所から追って確認する場合があります。申請内容に不備がある場合は業者登録が受け付けできません。

別添「労働保険及び社会保険の加入義務について」をお読みの上、加入義務がないと思われる場合には、関係機関にお問い合わせいただき、義務がないとされる判断根拠を明確に御記入ください。

なお、この届出書の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

※ 該当する口欄にチェックしてください。

※ その他の項目については、必要事項を記入の上、口欄にチェックしてください。

※ 審査時に疑義が生じた場合、関係機関に問い合わせることもあります。